

令和5年度事業計画

令和5年3月23日策定
公益社団法人青森県トラック協会

[1] 策定基調

我が国の経済は、ウイズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、サービス消費を中心に回復基調に向かって動き出している。一方、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続き、世界的な景気後退への懸念が高まっている。

政府は「日本経済の再生」を最優先の課題とし、新しい資本主義の旗印の下で、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野として取り組むこととしている。

こうした状況の中で、「生活（くらし）と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、物流を維持していくために優秀な人材を確保するとともに、貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への取り組みをはじめ、改正改善基準告示の周知並びに「2024年問題」への適切な対応が図られるよう全力を傾注する。

また、新技術を活用した物流DXやIT化の推進など、物流のさらなる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、環境・SDGs対策を推進することとしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和5年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策を推進するため、諸活動を積極的に展開し、県内の経済とくらしを力強く支えていくこととする。

最重点施策

- (1) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- (2) 荷主対策の深度化の推進
- (3) 燃料高騰対策等の推進
- (4) 改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応
- (5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保
- (6) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (7) 新技術を活用した物流DXの推進
- (8) 環境対策の推進
- (9) 適正化事業の推進
- (10) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

重点施策

- (イ) 貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応
- (ロ) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (ハ) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (ニ) パンデミックにおける適切な対応

青色()内は最重点施策・重点施策の該当番号を示している。

[2] 令和5年度事業計画

A . 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業（公益目的事業）

1 . 交通安全対策事業

事業用貨物自動車による交通事故防止は社会の要請であり、公道を利用する運送事業者として最重要課題でもある。当協会では、事業用自動車はもとより、社会全体の交通事故の死者及び人身事故の削減、飲酒運転の根絶を目指し、次の事業を実施する。

（ 1 ）交通安全に資する助成事業

（ 6 ）

事業用貨物自動車の交通事故削減に効果が期待される各種安全機器の助成と、運行管理業務を支援するため、運転教育やドライバーの特性把握に関する助成を行う。

運転者適性診断料助成（一般、初任、適齢）

運転記録証明等交付手数料助成

定期健康診断料助成

職場健康器具（血圧測定器等）購入助成

ドライブレコーダ機器等導入促進助成

安全装置等導入促進助成

アルコール検知器導入助成

睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査料助成

トラックドライバー等安全教育訓練受講料助成

運行管理者一般講習受講助成

（ 2 ）安全運転技能及び日常点検整備技術の向上の促進

（ 6 ）

県内のトラック運転者がプロドライバーとしての技術及び意識を更に高め、輸送時の安全確保や安全運転に寄与することを目的として、法令知識、車両点検、運転技能について競技し、成績優秀者を上部機関である全日本トラック協会が主催する全国大会に出場させる。

- ・大会名 第52回 青森県トラックドライバーコンテスト
- ・開催予定日 令和5年7月8日（土）または22日（土）（調整中）
- ・開催場所 青森中央自動車学校（青森市）

第55回全国トラックドライバーコンテスト予選会を兼ね、成績優秀選手を10月に開催される全国大会選手として推薦する。

(3) 交通安全キャンペーン等の実施及び参加

(6)

各種交通安全運動、キャンペーン等の実施及び参加を通じ、交通安全推進を行う。

春、秋の全国交通安全運動

- ・春…令和5年5月11日(木)～20日(土)
- ・秋…令和5年9月21日(木)～30日(土)
- ・全国交通安全運動実施計画を策定し、会員に展開する。

新入学高校生事故防止キャンペーン(交通安全グッズの贈呈)

- ・公立及び私立高校1年生を対象とし、・反射材及び自転車の交通ルール指導リーフレットを贈呈する(贈呈式は4月5日(水)に実施予定)

第63回正しい運転・明るい輸送運動

- ・運動期間…令和5年11月16日(木)～令和6年1月10日(水)
- ・ポスターを作成し、全会員へ配布
- ・全日本トラック協会への表彰候補者推薦(表彰枠:従業員2/事業所1)

令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検

- ・運動期間…令和5年12月10日(日)～令和6年1月10日(水)
- ・青森運輸支局による「安全総点検実施要領」を全会員に配布
- ・会員事業者重点点検事項の自主点検実施及び報告を依頼

車輪脱落事故防止キャンペーン(仮題)(新規)

- ・運動期間…令和5年11月1日(水)～令和6年2月29日(木)
- ・冬用タイヤへの交換後に車輪脱落事故が多発していることから、事業者によるホイールナット締付状態の自主点検・整備運動を展開する。

(4) 交通安全に資する研修会の開催

(6)

貨物自動車運送事業に関する事故防止対策に資する各種研修会を開催する。

「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向け、全日本トラック協会と連携し、事故分析結果に基づくより実効性のある各種セミナーを開催する。

トラック協会会員事業者による「事故防止安全大会」として、事業用トラックによる交通事故防止対策をテーマとした研修会を開催するとともに、事故防止安全決議の採択を行い、交通事故絶無への意識高揚を図る。

(5) 児童の交通安全教室

(6)

交通弱者の交通事故防止のため、児童向けの体験型学習を通じて、事故防止啓発を行う。

(6) 運転適性診断の促進

(6)

各支部設置の適性診断機器を有効に活用し、事業用貨物自動車の運転者が手軽に運転適性診断を受診出来る機会を提供、受診率の向上によって、事業者による運転者指導や交通事故防止を図る。

2. 環境エネルギー対策事業

トラック輸送の温室効果ガス排出削減による環境負荷の低減は、トラック運送業界に対する社会的要請である。また、国内物流の基幹産業として発展を遂げるためにも環境保護関連団体の活動に積極的に参加し、社会との共生を図ることが求められていることから、次の事業を実施する。

(1) 環境保全、地球温暖化対策に資する助成事業 (8)

事業用貨物自動車が出す温室効果ガスや、粒子状物質などの削減に効果が認められる機器の導入や、事業者が行う環境保全に資する事業について助成を行う。

アイドリングストップ支援機器導入促進助成

グリーン経営認証制度促進助成

(2) 環境改善運動への参加 (8)

事業所及び各ドライバーへの環境啓発を図るため、環境関連団体の運動等に賛助するほか、各種運動等に積極的に参加する。

令和5年度トラック運送業界における点検整備推進運動の展開

「トラック運送業界における点検整備運動」青森県トラック協会実施計画を策定

- ・ 運動期間 令和5年9月1日(金)～10月31日(火)
- ・ 運動内容 黒煙による環境汚染の防止に関する自主点検整備

環境関連団体が実施する環境改善運動への協力

- ・ 青森県地球温暖化対策推進協議会
- ・ 奥入瀬溪流利用適正化協議会
- ・ あおもり循環型社会推進協議会
- ・ もったいない・あおもり県民運動推進会議
- ・ 青森県美しい森林づくり推進会議

(3) 環境エネルギー研修会の開催 (8)

カーボンニュートラルに向けた新たな環境対応、SDGsへの対応等をテーマとした研修会を開催する。

3 . 適正化対策事業

当協会は、貨物自動車運送事業法第 38 条の規定により、「地方貨物自動車適正化事業実施機関」として東北運輸局青森運輸支局の管轄区域の一を限って東北運輸局長から指定を受けている。(平成 2 年 12 月 1 日)

地方適正化事業実施機関の事業は、同法第 39 条の各号に定められており、貨物自動車運送事業の秩序確立を図ることを目的としており、適正化対策事業として次の事業を実施する。

(1) 地方適正化事業の推進重点

(9)

貨物自動車運送事業者の指導

輸送の安全を阻害する行為の防止と法律に基づく命令の遵守を目的として、貨物自動車運送事業者に対して会員・非会員を問わず、県内の事業所を訪問し、全国統一の指導基準に基づき巡回指導を行う。

業類似行為(白トラ)の防止

白トラ、名義貸し行為に関する情報収集、啓発活動を実施する。

啓発広報活動

過積載運行、過労運転、危険運転、飲酒運転等防止の啓発広報活動を実施する。

苦情処理

運送事業に係る苦情の処理を行う。苦情の申立者は、荷主等の利用者に限らず、ドライバー等の一般市民も対象とし、煽り運転や急な割り込み等の「危険運転行為」に関する苦情を含め、再発防止指導を中心に処理する。

行政との連携

- ・ 巡回指導等の機会を通じ、法令違反行為を助長する荷主企業等について、その情報を収集し、行政機関との共有を行う。
- ・ 運輸行政による早期監査支援のため、適正化情報処理システムを通じて巡回指導結果の迅速な情報提供を行う。

(2) 事業用貨物自動車の交通事故防止活動

(6)(9)

適正な運行管理、飲酒運転根絶、危険運転の防止、事業用自動車による交通事故防止事例等の情報を事業者へ提供し、事業者による交通事故防止活動の支援を行う。

IT、遠隔、自動点呼等の普及による運行管理能力向上等の促進

車輪脱落事故、車両火災事故等、車両整備不良による事故防止のため、適正な整備管理の推進を行う。

- (3) 安全性優良事業所 (G マーク制度) の認定促進 (6)(9)
全日本トラック協会ではトラック運送事業者の安全性の取組みを評価、認定、公表する安全性優良事業を実施しており、当協会ではこの事業の実施に当たり、事業者の認定評価に必要な安全性の取組みに関する支援や助言、申請書類の受付等を行う。
- (4) 国土交通省「運輸安全マネジメント」の推進 (6)(9)
トラック事業の経営トップ主導による職場の安全体制を構築するため、巡回指導や研修会を通じて経営者等への指導を行う。
- (5) 輸送秩序確立運動 (1)(2)
安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けるため、法令遵守及び適正取引を通じた輸送秩序の確立を図り、標準的な運賃を基にした健全な競争環境の実現及び、ホワイト物流推進運動等、荷主対策深度化の推進を目的とした運動を展開する。
- (6) 法令遵守等に関する研修会の開催 (2)(4)
初任運転者特別指導教育、運行管理者試験対策講習会の開催
貨物自動車運送事業の適正な運営に必要な規則・法令等に関する研修会を開催する。
標準的な運賃、時間外労働規制、新改善基準告示等、2024 年問題への適切な対応について、荷主等への理解促進に向けたセミナーを開催する。
- (7) 地方適正化評議委員会の運営 (9)
地方実施機関の組織・運営の中立性、透明性を確保し、地方適正化事業の公正かつ着実な実施を図るため、同委員会運営を通じて、地方適正化事業に対する活動指針、活動状況、その他適正化事業に関する重要事項について提言を受ける。

4 . 緊急輸送対策事業

東日本大震災発生時の教訓を生かし、今後発生が予想される様々な災害に対応するため、関係機関との連携を図りながら、次の事業を実施する。

(1) 各種防災訓練への参加

(10)(二)

事業用貨物自動車は自然災害等の発生において緊急救援物資や災害復旧に必要な資機材の輸送を行う重要な役割があり、各種防災訓練等に参加するほか、緊急通信体制の整備及び情報伝達訓練を実施して災害時に対応できる組織体制の整備を行う。

青森県総合防災訓練等に参加し、大規模災害発生時に対応できる緊急対応及び情報伝達訓練等による組織体制の整備

災害支援物資の円滑な流通を支援するため、災害物流専門家研修会を開催する。

(2) 防災資機材の整備

(10)(二)

自然災害等の発生時に事業用貨物自動車に課せられた役割を迅速かつ適切に実施するため、各種資機材の整備及び維持管理を行う。

5 . 労働対策事業

少子高齢化、ドライバー不足等の労働環境の変化に対応し、女性、高齢ドライバーを含めた人材の確保・育成対策を行うほか、事業従事者の健康増進や長時間労働の是正及び労働災害を防止するため、次の事業を実施する。

(1) 労働災害防止対策及び労働力確保に資する助成事業 (5)(6)

貨物自動車運送事業における労働災害の防止及び労働力確保に資する講習等の受講料、資機材の導入等に対し助成を行う。

フォークリフト運転技能講習受講料助成

準中型、中型、大型運転免許取得助成

陸運業のための各種安全研修受講助成

働きやすい職場認証取得促進助成

(2) 労働災害防止対策及び労働力確保に関する研修会の開催 (5)

関係機関と連携した労働災害防止及び若年層、助成及び高齢者の採用等労働力の確保・育成・定着に資する研修会を開催する。

(3) 労働力確保に関する調査研究 (5)

少子高齢化、ドライバー不足等の労働環境の変化に対応した労働力確保に関する調査研究を通じ、労働力確保の取組みに対する支援等を行う。

運輸行政、労働行政と連携し、時間外労働上限規制に対応に向けての「取引環境・労働時間改善青森県協議会」を運営、労働力確保対策を推進する。

青森労働局主催の青森県人材確保対策推進協議会に参加し、労働行政や各種業界団体との情報交換を行い、トラック運送業界の人材確保対策に反映させる。

ハローワーク等による職業説明会、就職ガイダンス等に参加し、トラックドライバーという職業の魅力発信を行う。

(4) 労働災害防止運動キャンペーン (6)

夏季、冬季、年末繁忙期における総労働時間短縮、過労運転防止や新型コロナウイルス感染予防対策について広報啓発活動を実施する

夏期及び年末年始の労働災害防止強調運動の展開

交通事故・労働災害防止コンクールの実施(令和5年9月1日(金)～令和6年2月29日(木))

会報及び青ト協ホームページ等による広報啓発

6 . 経営改善対策事業

貨物自動車運送事業の健全な経営を維持するためには、コストに見合った適切な運賃収受が最大の課題であり、多様なコストを含めて原価意識の高揚を図ることが重要である。

業界の活力ある永続的な発展に資するため、経営者・管理者の資質向上と若手経営者、後継者、管理者等の育成を行うことを目的に、次の事業を実施する。

(1) 経営改善に関するセミナー・研修会の開催

(5)(7)

経営環境の変化に対応するため、事業者の経営改善に必要な情報等を提供し、物流DX・IT活用セミナー、原価計算等の取組みに資するため、経営者、管理者を対象とした研修会を開催する。

(2) 人材育成のための各種助成の実施

(5)

業界の活性化を図るため、業界の次代を担う青年経営者、後継者、職場管理者及び女性ドライバー等の幅広い人材を育成し、トラック運送事業の永続的な発展を期すため、研修会等への参加助成を行う。

7. 広報対策事業

貨物自動車運送事業の役割や、安全・環境対策などの取組みを広く知ってもらうため、複数のメディアを活用して広報・PR活動を行い、荷主企業や一般消費者の理解促進を図る。また、情報化対策のひとつとして、協会ホームページの利用促進や情報提供の充実により、貨物自動車運送事業事業者等の利便向上を図るため、次の事業を実施する。

(1) 広報による業界の理解促進

(2)(3)(4)

物流の重要性をアピールし業界のイメージを高めるためには、積極的な広報活動が重要である。また、当協会の各種事業を効率よく展開するためにも広報活動は不可欠であり、効果的な広報活動を推進するため、下記の事業を実施する。

物流に関する交流授業の開催

トラック輸送の社会的評価について認識を高めることを目的に小学生を対象とした物流に関する交流授業を開催し、日常生活に不可欠な物流の仕組みやトラック輸送の社会貢献について広報する。

また、高校生を対象としたキャリア教育としての授業を実施し、トラックドライバーという職業の重要性やその魅力を発信する。

荷主等へのトラック運送業界における課題等の理解促進

安定した輸送力の確保と、持続可能なトラック輸送実現のため、荷主等を対象としたセミナー、フォーラム等を開催し、2024年問題をはじめとしたトラック運送業界が抱える課題、標準的な運賃等の活用による適正取引の推進等について、荷主団体、荷主企業、一般消費者等に対し、理解を求める。

重点広報の推進

業界の課題・取組みを広く情報発信するため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等各種メディアを活用し、一般消費者、荷主企業に理解と協力を求める。

(2) 「トラックの日」の広報

(2)(8)

全日本トラック協会において定めた「トラックの日(10月9日)行事として、一般消費者向けのイベントを開催し、トラック輸送のPRと交通安全の啓発を行い、トラック運送事業に対する理解促進を行う。また、このイベントに併せて県内各地で街頭クリーン作戦など、事業者による社会貢献活動を行う。

8 . 中央出捐金事業

当協会が青森県から交付を受けた青森県運輸事業振興助成交付金の一部（23.0%）を公益社団法人全日本トラック協会へ出損金として支出する。

公益社団法人全日本トラック協会が実施している事業の大部分は、「運輸事業の振興に関する法律」に基づき、都道府県トラック協会から出損された資金により行われており、その出損金収入により、運輸の安全性の確保、環境に係る調査研究を行うと共に、より安定したトラック輸送のサービスの改善と充実を図るため、全国トラック運送事業者の経営基盤強化を目指し、研修会の開催、啓発資料の発行、各種助成、利子補給を通じてトラック輸送の改善を促進する。

B . 表彰事業（相互扶助等事業 1）

本協会の会員を対象に、協会の運営並びにトラック運送事業の健全な発展、社会的地位向上に功績のあった者を表彰規程に基づき通常総会において表彰する。

C . 機関誌「青森県トラック協会報」発行事業（相互扶助等事業 2）

隔月で会報を発行し、会員のほか関係機関団体、関係行政機関、地方自治体などに送付し、トラック運送に必要不可欠な情報を提供するとともに、業界における取組や主張、提言を積極的に公表する。

D . 助成事業（相互扶助等事業 3）

(5)(7)

会員の経営支援を目的とした次の助成事業を実施する。

信用保証料助成

中小企業大学校講座受講促進助成

I T 化促進助成事業

E . 会員意見の発信事業（相互扶助等事業 4）

(イ)(ロ)(ハ)

(1) 要望活動の実施

- ・ 経済団体等への適正取引、労働時間改善対策理解促進等に関する要請
- ・ 令和6年度 トラック関係施策に関する要望（税制・予算、各種施策等）
- ・ 重要物流道路等広域道路ネットワークの整備促進
- ・ 高速道路料金の更なる割引の充実要望

(2) 地区別懇談会の開催

協会の各種施策についての理解促進を図り、また、会員の意見を協会運営に反映させる目的で「地区別懇談会」を開催する。

- ・ 青森会場 対象：青森地区、下北地区の会員事業者
- ・ 八戸会場 対象：三八地区、上十三地区の会員事業者
- ・ 弘前会場 対象：弘前地区、南黒地区、西北五地区の会員事業者

(3) 全国及びブロック事業者大会への参加

F . 貸館事業（相互扶助等事業5）

- （1）トラック協会研修センターの施設の一部を本協会の関連組織である陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部、東北交通共済協同組合青森支部などへ有償で貸与する。
- （2）東北運輸局青森運輸支局や独立行政法人自動車事故対策機構等の公的機関が行う講習会等に、大・中・小の研修室を有償で使用させる。
- （3）研修センター内に自動販売機を有料で設置させる。
- （4）本協会が所有する野球場を有料で貸与する。